

店頭外国為替証拠金取引説明書【LIGHT FX】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;"><b>店頭外国為替証拠金取引説明書 【LIGHT FX】</b></p> <p><b>本件FX取引のリスク等重要事項について</b> 1.～5.(省略)</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくはは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構)</p> <p>Forex Capital Markets Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>ADS Securities London Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>フィリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p>OCBC Securities Private Limited(証券業:シンガポール通貨庁)</p> <p>SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティプロバイダー)</p> <p>ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p>IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p>ADS Securities L.L.C(証券業:UAE中央銀行)</p> <p>7. お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引業等に関する内閣府令に則り、その金額を三菱UFJ信託銀行株式会社及びSBIクリアリング信託株式会社における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております</p>	<p style="text-align: center;"><b>店頭外国為替証拠金取引説明書 【LIGHT FX】</b></p> <p><b>本件FX取引のリスク等重要事項について</b> 1.～5.(省略)</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくはは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構)</p> <p>Forex Capital Markets Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p><u>Haitong International Financial Services (Singapore) Pte. Ltd.</u> (証券業:シンガポール通貨庁)</p> <p>LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>ADS Securities London Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p><u>AxiCorp Financial Services Pty Ltd</u>(金融商品取引業:豪証券投資委員会)</p> <p>フィリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p>OCBC Securities Private Limited(証券業:シンガポール通貨庁)</p> <p>SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティプロバイダー)</p> <p>ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p>IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p>ADS Securities L.L.C(証券業:UAE中央銀行)</p> <p>7. お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引業等に関する内閣府令に則り、その金額を三菱UFJ信託銀行株式会社及びSBIクリアリング信託株式会社における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております</p>

す。

### 本件FX取引のリスクについて

(省略)

### 本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて

(省略)

### 本件FX取引の仕組みについて

1.(省略)

#### 2.取引通貨

通貨ペアとは、取引の対象となる一対の通貨をいい、左右並べて表記し、左側の通貨1単位に対して右側の通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。下表に記載する29通貨ペアの取引ができます。

USD/JPY	EUR/JPY	GBP/JPY	AUD/JPY
NZD/JPY	CAD/JPY	CHF/JPY	ZAR/JPY
TRY/JPY	MXN/JPY	<u>RUB/JPY</u>	CNHJPY
HKDJPY	SGDJPY	PLN/JPY	NOK/JPY
SEK/JPY	EUR/USD	GBP/USD	AUD/USD
NZD/USD	EUR/GBP	EUR/AUD	GBP/AUD
AUD/NZD	USD/CHF	EUR/CHF	GBP/CHF

USD/JPYレンジ

#### 3.取引単位

本件FX取引では、10,000通貨単位を1Lotとします。なお、お客様は、1,000通貨(0.1Lot)単位から発注することができます。ただし、RUB/JPYは100,000通貨単位を1Lotとし、お客様は、10,000通貨(0.1Lot)単位から発注することができます。

4.~5.(省略)

#### 6.取引上限・建玉上限

1度に発注できる最大取引通貨単位は、ZAR/JPY 及び MXN/JPY においては 2,000,000 通貨(200Lot)、RUB/JPY においては10,000,000通貨(100Lot)、USD/JPYレンジにおいては3,000,000通貨(300Lot)、その他通貨ペアにおいては 1,000,000 通貨(100Lot)単位となります。ただし、ロスカット取引執行時は除きます。

最大取引通貨単位に係る制限(建玉数量制限)は、全通貨ペアの売建玉と買建玉を合計して5,000Lotまで、最大取引件数に係る制限(建玉件数制限)は、建玉数量にかかわらず全通貨ペアの売建玉と買建玉を合計して 500 件までとなります。また、USD/JPY、ZAR/JPY 及び MXN/JPY においては売建玉と買建玉それぞれ 10,000,000 通貨(1,000Lot)まで、RUB/JPYにおいては売建玉と買建玉それぞれ50,000,000通

す。

### 本件FX取引のリスクについて

(省略)

### 本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて

(省略)

### 本件FX取引の仕組みについて

1.(省略)

#### 2.取引通貨

通貨ペアとは、取引の対象となる一対の通貨をいい、左右並べて表記し、左側の通貨1単位に対して右側の通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。下表に記載する27通貨ペアの取引ができます。

USD/JPY	EUR/JPY	GBP/JPY	AUD/JPY
NZD/JPY	CAD/JPY	CHF/JPY	ZAR/JPY
TRY/JPY	MXN/JPY	CNHJPY	HKDJPY
SGDJPY	PLN/JPY	NOK/JPY	SEK/JPY
EUR/USD	GBP/USD	AUD/USD	NZD/USD
EUR/GBP	EUR/AUD	GBP/AUD	AUD/NZD
USD/CHF	EUR/CHF	GBP/CHF	

#### 3.取引単位

本件FX取引では、10,000通貨単位を1Lotとします。なお、お客様は、1,000通貨(0.1Lot)単位から発注することができます。

4.~5.(省略)

#### 6.取引上限・建玉上限

1度に発注できる最大取引通貨単位は、ZAR/JPY 及び MXN/JPY においては 2,000,000 通貨(200Lot)、その他通貨ペアにおいては 1,000,000 通貨(100Lot)単位となります。ただし、ロスカット取引執行時は除きます。

最大取引通貨単位に係る制限(建玉数量制限)は、全通貨ペアの売建玉と買建玉を合計して 50,000,000 通貨(5,000Lot)まで、最大取引件数に係る制限(建玉件数制限)は、建玉数量にかかわらず全通貨ペアの売建玉と買建玉を合計して 500 件までとなります。また、USD/JPY、ZAR/JPY 及び MXN/JPY においては売建玉と買建玉それぞれ 10,000,000 通貨(1,000Lot)まで、その他通貨ペアにおいて

<p>貨(500Lot)まで、USD/JPYラージにおいては20,000,000通貨(2,000Lot)まで、その他通貨ペアにおいては売建玉と買建玉それぞれ 5,000,000 通貨(500Lot)までとなります。</p> <p>同一営業日内の新規取引数量上限は、為替相場の変動状況や市場の流動性、カバー先金融機関等の条件に応じて、通貨ペア毎に随時変更いたします。詳細はホームページのサービス概要をご覧ください。なお、決済注文数量の上限はありません。</p> <p>7.～16.(省略)</p> <p>17.証拠金 (1) (省略) (2)口座残高</p> <p>口座残高は、お客様が当社に預け入れている現金残高となります。建玉の評価損益と未決済スワップ損益(約定評価損)を含まない額となります。</p> <p>(3)新規注文の約定時に必要な証拠金(必要証拠金)</p> <p>個人のお客様の新規注文の約定時に必要な証拠金は、約定価格と取引数量により計算された想定元本の4%(レバレッジ25倍)の額となります。<u>ただし、RUB/JPYにおいては、想定元本の10%(レバレッジ10倍)の額となります。</u></p> <p>法人のお客様の新規注文の約定時に必要な証拠金は、約定価格と取引数量により計算された想定元本に金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を乗じて得た額又は当該為替リスク想定比率以上で当社が別途定める為替リスク想定比率を乗じて得た額となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用い算出されるものです。為替リスク想定比率の変更は、毎週土曜日のメンテナンス時に行います。なお、為替リスク想定比率は当社ホームページに掲載しております。</p> <p>(4)～(11) (省略)</p> <p>18.～23.(省略)</p> <p><b>本件FX取引の手続きについて</b> (省略)</p> <p><b>店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為</b> (省略)</p> <p><b>当社の概要</b> 当社の概要は、次のとおりです。 商号 トレイダーズ証券株式会社 所在地 〒105-0013 東京都港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館 7階 加入協会</p>	<p>は売建玉と買建玉それぞれ 5,000,000 通貨(500Lot)までとなります。</p> <p>同一営業日内の新規取引数量上限は、為替相場の変動状況や市場の流動性、カバー先金融機関等の条件に応じて、通貨ペア毎に随時変更いたします。詳細はホームページのサービス概要をご覧ください。なお、決済注文数量の上限はありません。</p> <p>7.～16.(省略)</p> <p>17.証拠金 (1) (省略) (2)口座残高</p> <p>口座残高は、お客様が当社に預け入れている現金残高となります。建玉の評価損益と未決済スワップ損益(約定評価損)を含まない額となります。</p> <p>(3)新規注文の約定時に必要な証拠金(必要証拠金)</p> <p>個人のお客様の新規注文の約定時に必要な証拠金は、約定価格と取引数量により計算された想定元本の4%(レバレッジ25倍)の額となります。</p> <p>法人のお客様の新規注文の約定時に必要な証拠金は、約定価格と取引数量により計算された想定元本に金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を乗じて得た額となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用い算出します。為替リスク想定比率の変更は、毎週土曜日のメンテナンス時に行います。なお、為替リスク想定比率は当社ホームページに掲載しております。</p> <p>(4)～(11) (省略)</p> <p>18.～23.(省略)</p> <p><b>本件FX取引の手続きについて</b> (省略)</p> <p><b>店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為</b> (省略)</p> <p><b>当社の概要</b> 当社の概要は、次のとおりです。 商号 トレイダーズ証券株式会社 所在地 〒105-0013 東京都港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館 7階 加入協会</p>
--	---

<p>日本証券業協会（登録番号0802）  一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号1129）  一般社団法人第二種金融商品取引業協会（会員番号347）  一般社団法人日本投資顧問業協会（会員番号012-02647）  資本金 2,324,285,000円（令和3年3月31日現在）  代表取締役社長 須山 剛  主な事業 第一種、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業  （証券取引事業、外国為替取引事業、投資助言・代理事業等）  登録番号 関東財務局長(金商)第123号  設立年月 平成18年4月</p> <p><b>【当社への連絡先及び苦情受付窓口】</b>  「LIGHT FX」カスタマーサポート  フリーダイヤル:0120-637-105  <u>受付時間 07:00～22:00(土日を除く)</u></p> <p>メール: support@lightfx.jp</p> <p>本件FX取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。</p> <p><b>指定紛争解決機関の連絡先</b>  (省略)</p> <p><b>FX取引に関する主要な用語</b>  (省略)</p> <p><u>令和3年5月22日 改訂</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>日本証券業協会（登録番号0802）  一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号1129）  一般社団法人第二種金融商品取引業協会（会員番号347）  一般社団法人日本投資顧問業協会（会員番号012-02647）  資本金 2,324,285,000円（令和3年3月31日現在）  代表取締役社長 須山 剛  主な事業 第一種、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業  （証券取引事業、外国為替取引事業、投資助言・代理事業等）  登録番号 関東財務局長(金商)第123号  設立年月 平成18年4月</p> <p><b>【当社への連絡先及び苦情受付窓口】</b>  「LIGHT FX」カスタマーサポート  フリーダイヤル:0120-637-105  <u>土日を除く24時間受付 月曜日07:00～土曜日06:00</u>  <u>(冬時間は、月曜日07:00～土曜日07:00)</u></p> <p>メール: support@lightfx.jp</p> <p>本件FX取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。</p> <p><b>指定紛争解決機関の連絡先</b>  (省略)</p> <p><b>FX取引に関する主要な用語</b>  (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---